

令和 7 年度

宇佐市一般廃棄物

生活排水処理実施計画



宇佐市

令和 7 年 4 月

令和7年度宇佐市一般廃棄物生活排水処理実施計画

1. 目的	1
2. 処理する一般廃棄物の種類	2
3. 計画処理区域	2
4. 計画期間	2
5. 処理方式	2
(1)収集運搬方法	2
(2)搬入先及び処理	2
(3)汚泥の処理	2
6. 使用時間及び休業日	2
(1)使用時間	2
(2)休業日	2
7. 一般廃棄物し尿の処理手数料	3
8. 令和7年度し尿・浄化槽汚泥処理実施計画	3
(1)生活排水処理形態別人口（推定）	3
(2)し尿及び浄化槽汚泥の発生状況等について	4
(3)し尿及び浄化槽汚泥の見込み及び収集運搬計画	4
(ア)収集運搬計画に関する目標	5
(イ)収集区域の範囲	5
(ウ)収集の方法	5
9. 関連するその他の取り組み	7

令和7年度宇佐市一般廃棄物生活排水処理実施計画

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び宇佐市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、年度ごとに策定するものである。

1. 目的

本計画は、令和7年度における生活排水の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処分計画及び最終処分計画等を明確にし、これに基づき収集運搬処分を行うことで、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ一般廃棄物を適正に処理することを目的とする。

【一般廃棄物処理計画の構成】

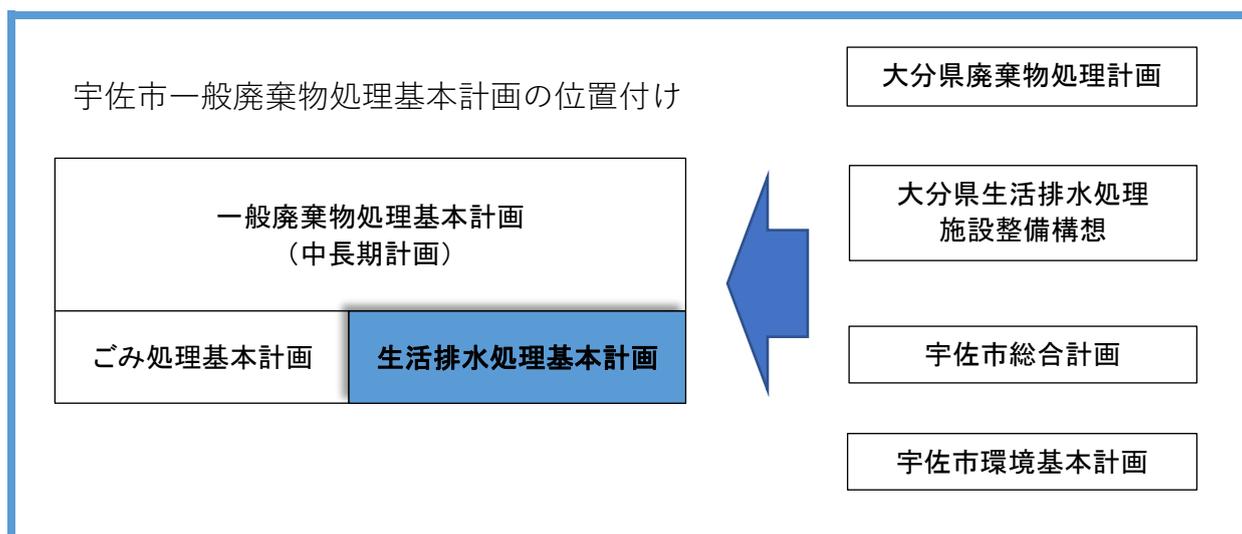
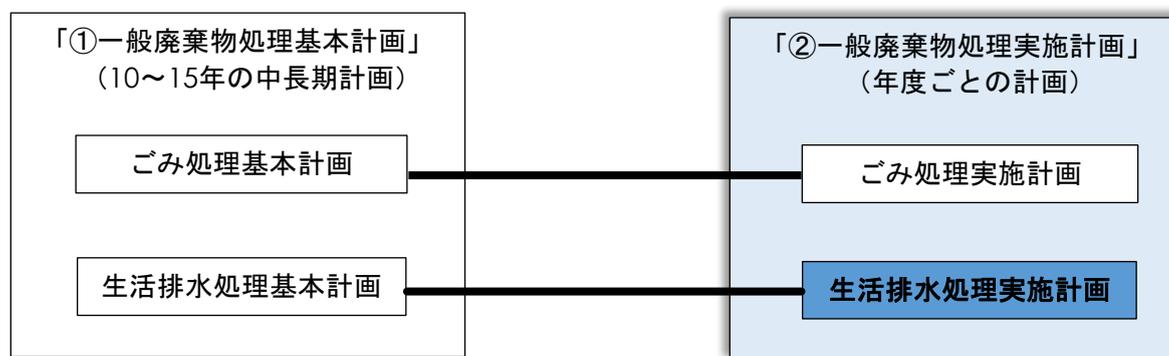
一般廃棄物処理計画は、

- ① 10～15年の長期的視点に立った基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）

※本市の計画は令和4～17年度の14年間の計画となっている。

- ② 基本計画に基づき年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理実施計画）

から構成される。



2. 処理する一般廃棄物の種類

し尿及び浄化槽汚泥

3. 計画処理区域

面積	人口	世帯数
439.05 k m ²	51,552 人	25,945 世帯

人口・世帯数（外国人登録人口を含む）は令和7年4月1日現在

4. 計画期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

5. 処理方式

(1) 収集運搬方法

し尿については使用者又は管理者からの依頼に基づき、市委託業者が随時行い、浄化槽汚泥については浄化槽管理者等からの依頼に基づき、浄化槽清掃業許可業者が収集運搬する。

(2) 搬入先及び処理

搬入先・・・環境衛生センター

処理主体・・・宇佐市

(3) 汚泥の処理

環境衛生センターで、し尿及び浄化槽汚泥を処理する過程で発生する脱水汚泥は、農林水産大臣の肥料登録を行い無料で配布し、全量堆肥化の促進を図る。

6. 使用時間及び休業日 （宇佐市一般廃棄物処理施設条例施行規則第2条）

(1) 使用時間

午前8時30分から午後4時45分まで

(2) 休業日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

★但し、その月の休日等の事情により必要があると認めるときは、休業日であっても施設を開設する場合がある。

7. 一般廃棄物し尿の処理手数料（条例第26条関係）

区 分			手 数 料
一般廃棄物	し尿	定額制	人員割 1人につき 月額308円
		回数割	くみ取り 1回につき110円 ただし、くみ取り回数が1月に1回を超える場合は、その超える回数1回につき220円 無臭トイレは、くみ取り1回につき220円
	従量制	従量割 18ℓにつき（18ℓ未満のときは、18ℓとみなす。） 154円	

※ 手数料の額は、この表により算出した額とする。ただし10円未満の端数があるときはこれを切り捨てとする。

(備考) 1 し尿の処理手数料で定額制によるものは、一般世帯（次項に掲げるものを除く。）のくみ取りとする。

2 し尿の手数料で従量制によるものは、官公署、事業所、飲食店その他これらに類するもの及び一般世帯のうち次の各号のいずれかに該当するくみ取りとする。

- (1) 初回のくみ取り
- (2) 不定期（6月を超える場合）又は臨時のくみ取り
- (3) 雨水、洗水の流入、湧水等により、くみ取り量が世帯人員に比して著しく多い場合のくみ取り
- (4) 構造上、水を使用する形式の便槽のくみ取り
- (5) 居住者以外の者が居住者と共用する便槽のくみ取り
- (6) その他市長が必要と認める場合

8. 令和7年度し尿・浄化槽汚泥処理実施計画

(1) 生活排水処理形態別人口（推定） (人)

生活排水処理形態別人口	推定人口	7年度目標値	処理主体
水洗化・生活雑排水処理人口	33,934	35,123	
公共下水道	15,085	14,849	宇佐市
農業集落排水施設	2,280	2,371	宇佐市
合併処理浄化槽	16,569	17,903	個人等
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	8,946	7,644	個人等
非水洗化人口	8,672	9,233	
し尿収集	8,672	9,233	個人等
自家処理	0	0	

令和7年度推定人口と宇佐市一般廃棄物生活排水処理基本計画の令和7年度目標値を比較したところ公共下水道人口が増加しし尿収集人口等が減少しているため引き続き水洗化率の向上が見込まれる。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の発生状況等について

し尿の発生量は、水洗化人口の増加に伴い減少傾向にある。また、浄化槽汚泥の発生量は、水洗化への転換と下水道の普及により増加減少しながらも、5年間を通しては減少傾向にある。

過去5年間のし尿、浄化槽汚泥発生量及び令和7年度発生量の見込みは、以下のとおりである。

し尿、浄化槽汚泥発生量の実績

(単位：kℓ)

区分	過去5年間の実績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿	11,761	11,258	10,831	10,488	10,154
浄化槽汚泥	10,336	10,402	10,064	10,149	10,034
合計	22,097	21,660	20,895	20,637	20,188

(3) し尿及び浄化槽汚泥の見込み及び収集運搬計画

収集運搬計画

(単位：kℓ)

項目	区分	令和7年度見込	令和7年度目標値
	し尿	年間 (kℓ/年)	9,788
日平均 (kℓ/日)		26.8	24.5
浄化槽汚泥	年間 (kℓ/年)	9,961	15,183
	日平均 (kℓ/日)	27.3	41.6
合計	年間 (kℓ/年)	19,749	24,114
	日平均 (kℓ/日)	54.1	66.1

令和7年度見込と宇佐市一般廃棄物生活排水処理基本計画の令和7年度目標値を比較したところ、環境衛生センターに搬入される、し尿、浄化槽汚泥の合計量は減少するため、下水道普及率の向上が見込まれる。

※ 上記のとおり令和7年度計画量については、前年度より減少する見込みである。よって、既存の業者による適切な収集運搬体制を維持することとし、大幅な変動がない限り今年度を含め当分の間は、新たな委託及び許可は行わない。

(ア)収集運搬計画に関する目標

収集運搬業者の計画収集及び申し込みによる随時収集を速やかに実施する。

(イ)収集区域の範囲

収集区域は宇佐市全域とする。

(ウ) 収集の方法

計画収集及び申し込みによる随時収集とする。

収集運搬業者一覧

収集運搬業者名 (4者)	体制	区分
会社名：(有)豊前衛生社 住所：宇佐市大字江須賀1901番地2 電話番号：0978-38-1085	バキューム車(予備車含む) 収集量(1.8kl)3台 収集量(2.0kl)1台 収集量(2.85kl)1台	し尿 浄化槽汚泥
会社名：(有)二豊衛生社 住所：宇佐市大字江須賀1672番地 電話番号：0978-38-0009	バキューム車(予備車含む) 収集量(1.8kl)4台	し尿 浄化槽汚泥
会社名：(有)宇佐衛生社 住所：宇佐市大字富山1079番地 電話番号：0978-33-3758	バキューム車 収集量(1.8kl)2台	し尿
会社名：(有)豊州公益社 住所：宇佐市安心院町下毛1212番地1 電話番号：0978-44-2282	バキューム車(予備車含む) 収集量(1.8kl)1台 収集量(3.0kl)2台 収集量(6.5kl)1台	し尿 浄化槽汚泥

☆し尿の収集運搬については、市から委託を受けた委託業者が地域を指定し、収集運搬を実施している。

ホームページ【業者別委託指定地域(校区)】を参照

<https://www.city.usa.oita.jp/material/files/group/32/itakusiteitiiki.pdf>

☆浄化槽汚泥の収集運搬については、市から許可を受けた許可業者が、浄化槽管理者等から浄化槽の清掃をする際に依頼し、収集運搬されている。地域指定はない。

中間処理計画

処 理 概 要	環境衛生センターで、市内のし尿及び浄化槽汚泥を処理		
処 理 方 法	標準脱窒素処理方式 + 高度処理方式		
処 理 能 力	87kℓ / 日		
処 理 施 設	名 称 宇佐清掃事業局 環境衛生センター 所在地 宇佐市大字江須賀2015番地		
放 流 水 質	項 目	水質（保証値）	令和6年度 実績
	水素イオン濃度（PH）	5.8～8.6	7.4
	生物化学的酸素要求量（BOD）	10mg/ℓ 以下	1.5
	化学的酸素要求量（COD）	30mg/ℓ 以下	2.8
	浮遊物質（SS）	20mg/ℓ 以下	1未満
	全窒素（T-N）	10mg/ℓ 以下	0.53
	全リン（T-P）	1mg/ℓ 以下	0.060
	色 度	30度以下	10.8
	大腸菌群数	1,000個/cm ³ 以下	不検出
処理水発生量	101,482 m ³ /年		
残渣発生量	5.2 t / 年		



残渣：前処理の過程で発生する細かく切断された紙や布などの固形物。脱水後、ごみ焼却処理施設へ搬送し焼却している。

※令和7年度は、水再生プラザとの共同化等を含めた今後の処理体制を検討するため、汚泥水質濃度等の分析を実施する。

最終処分計画

処 理 水	1 日約 278 m ³ を弁財川河口に放流する。
し 査	宇佐市ごみ焼却センターで焼却する。ただし、新施設（宇佐・高田・国東広域事務組合クリーンセンター）の供用開始後は新施設で焼却する。
脱 水 汚 泥	671 t / 年 堆肥化を促進し、農地などに使用する。

9. 関連するその他の取り組み

生活環境の改善及び水環境への汚濁負荷量を削減するため、市報やホームページ等を活用して、広報・啓発活動の強化を図ります。

(1) 家庭や事業所における発生源対策の推進

○水切りネットの利用や廃油処理等の排出抑制用品の普及

(2) その他の取り組み

○公共下水道の整備区域において普及促進

○単独浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換の周知・啓発

○合併処理浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査受検）の周知・啓発

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

【本計画と関係が深いSDGs】

目標 6	安全な水とトイレを世界中に			
目標 1 1	住み続けられるまちづくりを			
目標 1 2	つくる責任 つかう責任			
目標 1 4	海の豊かさを守ろう			
目標 1 7	パートナーシップで目標を達成しよう			

令和 7 年度

宇佐市一般廃棄物生活排水処理実施計画



令和 7 年 4 月

宇佐市 市民生活部 清掃事業局 業務第一課

〒872-0032 宇佐市大字江須賀2015番地

TEL 0978-38-0390